

タツノ取引先調達ガイドライン

株式会社タツノは、「タツノ取引先調達ガイドライン」に基づき、以下の通り調達活動を推進します。取引先に対してはガイドラインをご理解いただき、協力を要請します。

(公平・公正な取引)

1. 株式会社タツノは、国内外の競争法関連法令、安全保障貿易管理に関する法令を遵守する取引先に対して競争の機会を提供し、品質、納期、価格、技術開発力、経営状況等総合的にかつ公正に評価し選定を行います。

(取引先との信頼関係構築)

2. 株式会社タツノは、取引先を価値創造のパートナーとして、最適な品質・納期・価格を確保し安定調達を実現し、互いの信頼関係を構築し相互の競争力を目指します。

(法令の遵守と社会的責任への対応)

3. 株式会社タツノは、関連法規を遵守します。社会的な責任に対しても、品質・納期・価格等の基本要件はもとより、人権・労働・安全衛生・環境・情報管理にも十分配慮した調達活動に取り組みます。

取引先へのお願い

株式会社タツノは、取引先の皆様と公正かつ自由な取引を永続的かつ持続的に発展するために、人権・労働・安全衛生・環境・情報管理等十分配慮しながら、社会的責任を果たし調達活動に取り組みます。取引先の皆様におかれましても、取引先調達ガイドラインのご理解とご協力をお願いいたします。また、貴社の取引先に対しても管理および周知徹底を行い、遵守を働きかけて下さいますようお願いいたします。

(法令・社会規範の遵守)

1. 取引先の事業領域において適用される関連法令、社会規範の遵守をお願いします。

(1) 関連法令等(各国・地域の商法、独占禁止法、下請法、建設業法、貿易関連法、個人情報保護法、知的財産権法等)の遵守、徹底。

(2) 反社会勢力との取引の禁止、不当な要求の拒絶。

(3) 不適切な利益供与(違法または契約外の利益供与)の禁止。

(4) 秘密情報の不正取得・利用・漏洩の禁止。

(人権・労働・安全衛生への配慮)

2. 取引先への事業活動において、従業員の基本的な人権、労働環境および安全衛生への配慮をお願いいたします。

(1) 適切な健康管理・ワークライフバランス等の推進・労働時間・休暇の適切な管理。

(2) 不当な差別行為や強制労働、児童労働の禁止。

(3) 労働災害の未然防止による、労働者の安全と健康が確保された職場の形成。

(情報管理・開示)

3. 会社情報管理等の仕組みを構築し秘密情報保護に取り組むことに加え、取引先の経営方針や状況、社会的要請への取組みに対して適切な手段を用いて正確な情報開示をお願いいたします。

(競争力の強化)

4. 取引先の事業活動において、競争力強化のための課題や目標を株式会社タツノと共有のうえ最適な材料・技術・広報等の情報提供およびコスト削減に対し積極的なご提案をお願いいたします。

(リスクマネジメント)

5. 予期せぬ大規模災害や感染症の流行等の異常事態が発生した場合でも、「事業の継続」または「目標として設定した時間内に事業を再開させるか」について、さまざまな側面から対策を講じ、事業の被害損失を最小限に抑えるようBCP(Business Continuity Plan：事業継続計画)に沿った対応の構築・強化をお願いいたします。

(不正行為の対処と再発防止)

6. 従業員や取引先からの苦情・通報の受付体制の整備、通報行為を理由とし通報者に対して不利益となる行為を行わないこと、また、不正行為が発生した場合は、その原因を徹底して究明し効果的な再発防止に努めるようお願いいたします。

以上

2022年9月 制定